

令和6年5月15日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

大阪市東成区役所保健福祉課長

情報提供にかかる資料について（送付）

平素は、大阪市政・東成区政に、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和6年4月23日付けでご依頼のありました下記の件につきまして、別添のとおり資料を送付いたします。

記

＜送付資料＞

東成区保健福祉課長が作成した引継書（令和6年3月下旬の文書）

担 当：〒537-8501 大阪市東成区大今里西2-8-4
大阪市東成区役所保健福祉課
電 話：06-6977-9162
FAX：06-6972-2781

引継書

令和6年3月31日 合田育子

1 所管

- ・保健福祉課の総括
- ・保健福祉課長は、地域保健福祉、介護保険・高齢者福祉、障がい福祉を所管

2 担当業務

- ・庶務、地域保健福祉、介護保険、高齢福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神障がい者福祉、医療助成（老人・重度障がい）、虐待（障がい者・高齢者）
⇒ 福祉局、健康局で業務マニュアルは整備

3. 作成している報告書等

地域保健福祉ビジョン（令和6年3月策定）、計画期間3年なので、令和8年検討要

4. データ関係

庶務フォルダ（ビジョン、運営方針、区政会議、市会、特別職関係、延長窓口関係等）
その他は、業務ごとにフォルダがある

5. 懸案事項

(1) [REDACTED] のやむ措置（高齢者虐待）に関わる事項

・訴訟

- ① やむを得ない措置取消訴訟（控訴審） 高裁令和6年5月判決予定
最高裁まで上告される見込み

② [REDACTED]

・毎月1回程度、面会を区役所で実施中（北野、合田で対応）

（後見人から申出の連絡があり、日程調整。[REDACTED] 送迎し、30分程度面会）

3/29 小西弁護士から 4月の日程調整依頼有

・その他 住民監査請求（R6.3.13） 審議中

住民監査請求（R6.2.8） R6.3.13 却下

・開示請求（令和6年3月27日付） 3件 ⇒ 決定期限 4月10日
(別紙のとおり)

(2) 地域包括支援システム会議など

全般的に、会議体の会議回数の縮減を各委員に求められている状況

(3) 在宅医療・介護連携推進事業

・新事業（障害者・難病者等を含む在宅医療）への対応

(4) お守りネット

委託金額が人件費の積み上げで、人件費高騰と一律削減との調整が必要。第三者にもわかりやすい効果指標や実績が必要。

(5) 事務分担に係る課題

① 障害ラインの残業時間の縮減

・特定の職員の超過勤務の突出
・障害サービス担当の業務が溢れています、障害の虐待対応時間が十分確保できていませんため、高齢担当の係員に事務処理を分担すべきか

② 前介護医療連携担当係長から、介護保険窓口業務分担が負担であるとの申出あり

③ 高齢虐待担当係長の残業の縮減

・係員との事務分担の在り方の整理が必要
・庶務係長が後見人報酬請求支出を現在担当しているが、高齢担当係員に分担すべき？

④ 地域福祉係長、物品調達業務を庶務に返したい思いあり（その場合、受付窓口業務を担うことになるが、病気復帰後の職員との整理）

⑤ 在宅医療・介護連携を福祉ラインで担当し続けるかどうか？

(6) 職員に係る課題

・地域保健福祉ライン：病気復帰後の職員のあるべき事務分担

・障害福祉ライン：再任用短時間の職員が退任以降の令和7年度の体制

窓口専用担当者を設置するかなど

病気復帰後の職員の見守り、育休中の欠員への対応

(7) その他

・窓口の効率化（待ち時間の有効活用）

障害ラインの待ち時間が長く、苦情が多い。応援体制のシステム化や待ち時間に申請書類を記載してもらうなどの工夫が必要（区長賞への提案事項にできないか）

・事務経費不足

プリント一冊代不足 50万円／年ほど、年度前半分の支払いができない見込み

6. 課長が特に分任していた業務

(1) 福祉業務担当課長会　　月1回、第1週火曜日午後16:00～市役所

令和6年度はブロック幹事区。

次回4月9日、幹事会は午後2時30分から、地域福祉課横の会議室（2階北側）

その後、午後3時から　大阪市役所　地下1階　第8共通会議室

(2) オンラインシステム監査

年2回、端末の利用状況を点検し、局システム担当に報告　10月と3月

(3) 障害スポーツ推進の取組み

昨年度はパラリンピックパネル展・ミニボッチャ体験を12月に実施したが、今年度何をするか検討必要

子どもスポーツフェスタ（5月5日）、オータム・フェスタ（10月14日）の課長・課長代理の参加（市民協働課、スポ推との連携必要）

*ボッチャ大会も障害者事業所にエントリーをしてもらう取り組みが必要

*プラインドサッカー協会から資料提供あり　R5.11

東成区出身者の選手がいる（パラに参加できるかは未定の状況）

予算がないためR6年度は無理だが、万博予算から流用することもできるのでは
(区長意見)

(4) 虐待案件

◎

(後見人への連絡調整は三上代理に依頼していた)

◎

課長席へ直通で入電

7. 定例の会議等

- ・課長会 毎週水曜日 16:00～(区長・副区長) (拡大課長会、代理が参加、第4水)
- ・福祉担当課長会 毎月第1火曜日
- ・行政連絡会議 偶数月 (区長・副区長)
- ・区長会議 (福祉・健康部会) 毎週火曜日 9:30～ 課長会にて区長報告
- ・区政会議 6月 12月 3月 (区長・副区長)
- ・区民祭り 11月 (区長・副区長)
- ・地域包括ケアシステム推進会議 年4回 副区長
- ・在宅医療・介護連携推進実務者会議 年2回
- ・地域自立支援協議会 年3回 副区長
- ・障がい者高齢者虐待防止連絡会 年1回
- ・在宅医療介護連携講演会 年1回 区長
- ・多職種連携会 (年2回) 区長
- ・区民公開講座
- ・敬老会、百歳訪問 区長・副区長
- ・ほうえいさんぽ 区長
- ・認知症講演会 年1回 区医師会主催 区共催
- ・ふれあい広場 年1回 区共催 区長
- ・区医師会定時総会の懇親会 夏頃 区長・児童・保健担当課長
- ・健康展 区長
- ・区政協力会 区長・副区長

8 地域担当 町会長会議出席 月1回 行事への参加等

9 団体協議 大阪社会保障推進協議会 (年1回、各区で)

10 その他

昼夜み電話当番、金曜日延長窓口当番 (10:30 ズレ勤)

パスワード管理

メール管理システム (ID: [REDACTED] PW: [REDACTED])

HP承認 (ID: [REDACTED] PW: [REDACTED])

- ・不適正事務 (R6.3.22 報道発表) の後処理

福祉担当課長会での報告

公開請求等の経過（令和6年3月28日時点）

1~4：令和6年3月27日 開示請求

- ・高齢者虐待防止法6条及び14条1項に基づき、[REDACTED]の養護者である[REDACTED]に対して大阪市が実施した支援措置の内容が書いてある文書

13. 令和6年3月27日 開示請求

- 成年後見人解任申立事件（大阪家裁 令和6年[REDACTED]）に関して作成し、又は取得した文書
- 東成区役所が家庭裁判所の調査官の調査に対応した際に文書を含む

12：令和6年3月27日 開示請求

- [REDACTED]の入所施設、小西後見人・東成区役所における協議に関するすべての文書

11：令和6年3月14日 開示請求

- 大阪市が作成した「大阪地裁令和5年[REDACTED]やむを得ない措置取消事件」に関する期日報告書 ⇒不存在

10：令和6年3月14日 開示請求

- 大阪市が作成した「大阪地裁令和5年[REDACTED]面会制限措置取消事件」に関する期日報告書 ⇒不存在

9：令和6年2月27日 公開請求

- ・令和5年度中に大阪市各区の保健福祉センター長が作成した養護者による高齢者虐待に係る「措置決定通知書」

8：令和6年2月27日付請求 開示請求

- ・令和5年12月21日以降の母([REDACTED])の保護に関わる私と母([REDACTED])の全ての情報（福祉局並びに東成区役所）

7：令和6年1月28日付請求 公開請求 1541番

- ・令和4年度中に大阪市各区の保健福祉センター長が作成した養護者による高齢者虐待に係る「措置決定通知書」

6：令和6年1月16日付請求 開示請求

- ・開示請求者に対する対応方法に関して、特定弁護士との間で接受した文書（249番）

・開示請求者の母の介護保険審査会に関わるすべての文書（250 番）

5：令和5年12月20日付請求 開示請求

・母（[REDACTED]）の保護に関わる私と母（[REDACTED]）の全ての情報（福祉局並びに東成区役所（224番）

・2022年4月1日から現在に至るまでの間の福祉局並びに東成区役所保健福祉課が保有する私に関するすべての情報（223番）

4：令和5年11月22日付請求 開示請求 197番

・2023年2月～3月に弁護士が参加している私たち親子（母[REDACTED]）に関する一切の記録（保健福祉課保有分）

3：令和5年10月25日付請求 公開請求 1050番

・令和5年2月～3月に東成区役所にて開催された養護者による高齢者虐待に関する会議録

2：令和5年4月3日付請求 公開請求 4番

・2月10日に東成区役所によって保護されています[REDACTED]（母）の施設においての診察記録、医療情報（カルテ）の開示を求めます。

1：令和5年3月9日付請求 公開請求 1566番

・私（[REDACTED]）が母（[REDACTED]）に対しての虐待認定についての情報開示。※母に対しての虐待の事実が無いにも関わらず、虐待疑いとして母を保護されています。

世帯状況

- The image consists of a solid black rectangular background. Along the right edge, there are four distinct white rectangular shapes of varying sizes, arranged vertically. The top-most white rectangle is the largest, followed by a smaller one below it, then another, and finally a very small one at the bottom. The left edge of the black rectangle is visible, showing some texture or noise.

経過

- The image consists of five identical horizontal bars arranged vertically. Each bar is a solid black rectangle. A small, thin white rectangular notch is positioned at the right end of each bar. The bars are set against a plain white background.

現在の状況

- This image consists of a solid black background with several white geometric shapes. On the left edge, there are four small white circles arranged vertically. Below them is a single small yellow circle. In the center-left, a long, thin white rectangle extends horizontally. To the right of this, a large, thick black L-shaped block is positioned, with a white T-shaped cutout on its right side. The overall composition is minimalist and abstract.